

令和4年度 区長会アンケート結果

回答数 65行政区 / 75行政区

●自治会費などについて

問1 自治会費の免除（全額・減額）制度を実施していますか

1. いる 2. いない

【結果】 『 1. 13 2. 52 』

問2 上記で「1. いる」と回答した方は、免除はどのような方を対象としていますか

【結果】 人暮らし
生活保護受給世帯
高齢者世帯（70才以上）
役員で話し合いをして無理と判断した世帯
世帯主がその年の4月1日において満75才以上に達している場合で自治会費を免除
本人から班長へ申し出にて役員会で決定
65才以上（世帯主）は減額
借家・アパート住民について半額
高齢者のみの世帯は後期分の字費は徴収しない【年齢では決めてない。（字費で各種の保険料、募金等、神社仏閣の祭典費用、お札代等が支払われます）】
病院・施設・親戚等において家に住んでいない世帯
一人暮らしの高齢者世帯（本人から要望があった場合）
現状はやっていないが今年の役員会打合せ中

問3 問1で「1. いる」と回答した方は、免除の対象者を自治会会則などに明記していますか

1. ある 2. いない

【結果】 『 1. 10 2. 3 』

問4 新型コロナウイルスに伴う事業中止により、令和2年度以降で自治会費の減額や徴収を行わないなどを実施しましたか（繰越金の増額、コロナによる自治会員の収入源などを理由に一時的な措置として実施したもの）

1. 全額徴収なし 2. 減額 3. 返金 4. 実施しない 5. する予定

【結果】 『 1. 6 2. 14 3. 0 4. 42 5. 1 未回答. 2 』

●自治会加入などについて

問5 新規転入者の自治会加入を推進している

1. いる 2. いない

【結果】 『 1. 53 2. 11 未回答. 1 』

問6 上記で「2. いない」と回答した方、その理由は

1. 新規加入を受けていない
2. 転入者からの申出としている
3. その他

【結果】 『1. 2. 3. 』

その他 新規転入者なし

●令和4年度の自治会活動について

問7 総会を書面ではなく通常とおり、集会で実施しましたか

1. した
2. しない

【結果】 『1. 2. 未回答. ※自書. 』

※班長のみ集め、議事録を回覧

問8 役員会など5月末現在までに開催したものについて、書面会議ではなく通常とおり集会で実施しましたか

1. した
2. しない

【結果】 『1. 2. 未回答. 』

問9 今後の予定として役員会議等の開催方法は（現状での予定や方向性で回答）

1. 集まっての会議
2. 書面等による会議

【結果】 『1. 2. 未回答. 』

問10 自治会で実施しているお祭りの開催方法は（現状での予定や方向性で回答）

1. お祭りは実施していない（コロナに関係なく過去から）
2. 実施予定
3. 今年度も中止予定

【結果】 『1. 2. 3. 未回答 』

問11 上記で「2. 実施予定」と回答した方は、実施方法について

1. 例年とおり実施（飲食あり）
2. 内容を変更して実施 【*下記の変更内容も選択してください】
（飲食なし 時間短縮 出席者の縮小 その他）

【結果】 『1. 2. 』

飲食なし. 時間短縮. 出席者の縮小. ※複数回答あり

その他 防災に重点を置き開催、飲食については7月末体育祭に合わせて判断

問12 お祭りのほか飲食を伴う事業の実施について（会議の際のお茶程度は除く）

1. 対象となる事業はない
2. 例年とおり実施予定
3. 飲食なしで実施予定
4. 実施しない予定

【結果】 『1. 24 2. 7 3. 7 4. 23 未回答. 4 』

問13 上記で「2. 例年とおり実施予定」「3. 飲食なしで実施予定」と回答した方は、どのような事業ですか

【結果】 総会、神社の行事（祭）、灯籠、祭礼、自主防災訓練を兼ねた地区親睦会、防火訓練、神社清掃、墓地清掃、新年会、敬老会、町民体育祭、サロン、イキイキ体操、集会所清掃作業の昼食、仏事

問14 飲食を伴わない事業の実施について（防災訓練など）

1. 対象となる事業はない
2. 例年とおり実施予定
3. 飲食なしで実施予定
4. 実施しない予定

【結果】 『1. 16 2. 18 3. 11 4. 16 未回答. 4 』

問15 上記で「2. 例年とおり実施予定」「3. 飲食なしで実施予定」と回答した方は、どのような事業ですか

【結果】 班長会議（屋外で実施）、自治会役員が参加する神事（適宜適切な方法で実施予定）、消防訓練、草刈り、体育祭、自主防災訓練、町内一斉清掃、総会、美化活動、ラジオ体操（夏休み期間中）、集会所の清掃・草取り、沼の除草、水路清掃、戦没者墓参り、ゴミゼロ運動、フリーマーケット、立木伐採、役員会保有備品の点検、ゴミ清掃、神社清掃、藻刈り、グランドゴルフ大会

問16 その他、他の自治会活動で知りたいことなどがありましたら、ご記入ください

【結果】

- 1 自主防災組織を持っている自治会はどのくらいあるのか。また、活動状況や専任担当者について。
- 2 区長と自治会長さんのいる自治会の役割分担はどのようになっているか。
- 3 ゴミ出しの量から字費に対する不公平という問題があります。ゴミの量は人数に比例するものですが、現在同一敷地内別居の2世帯と同居の2世帯が増えており、現状では一世帯分の字費しかもらっていないことから独居世帯等から不公平であるとの意見が出て問題となっている。実際の世帯数は行政に提出した世帯数より多くゴミの量も多いが、衛生委員の手当ては報告世帯数となっている。他の行政区ではこのような問題があるのか、ある場合はどのようにしているのか知りたい。

- 4 防犯活動で児童の見守り（小学生の登下校）活動をしてくださる方々を集めるよい方法は。
- 5 自治会費を下げたいといわれているが一部の人の反対でなかなか進まない。繰越金の目安が知りたい。（コロナで繰越金が増えているので）
- 6 自治会費の金額、減額（自治会費）のルール。
- 7 自治会役員の手当ては。（金額）
- 8 自治会長、区長の選出方法。
- 9 自治会会員ならではのメリットは何かありますか。（例：自治会で所有している備品（草刈り機や長いアルミ脚立、テント）が無料で借りられる）
- 10 敬老会を集会所等で開催していれば、その内容は。
- 11 自治会の役員について 区長の立候補者がいない。何かいい方法は。
- 12 自治会を退会する人が増えているが他の地域ではどうか。
- 13 地域に家はあるが、家屋管理や回覧版の確認のため、週1回くらいで来る方等、各種事情で常時住んでいない方の自治会費等の会費の徴収基準について。

【町から情報提供】

問16にご記入いただいた内容で、町で把握している内容について下記のとおり情報の提供を行います。

1 自主防災組織を持っている自治会はどのくらいあるのか。また、活動状況や専任担当者について。

回答 町内の75行政区すべてが自主防災組織を設置している。

活動状況について、令和3年度区長会アンケート結果では

- ・67行政区中31行政区が活動あり
- ・内19行政区が「毎年」何らかの活動を行っている（ただし、コロナ前を前提とした回答）
- ・機材の点検や防災訓練（消火訓練・炊き出し訓練など）を実施しているとの回答

専任担当者については、県の調査である「令和4年度自主防災組織の活動に関する調査」の結果では、40行政区において、防災専任担当者（防災リーダー含む）を選任しているとの回答

8 自治会長、区長の選出方法。

回答 区長の選出方法について、令和3年度区長会アンケート結果では

- ・順番45行政区
 - ・話し合い15行政区
 - ・その他7行政区
- となっています。詳細は結果報告を参考にしてください。

町ホームページ「区長関係」に区長会で実施したアンケート結果などを掲載しています。

https://www.town.yoshimi.saitama.jp/soshiki/jichi_zaisei/13/2221.html



以下の1から7の質問は、令和3年度に実施したアンケートで、区長さんから情報提供の要望があった内容の一部です。

1. コロナのため会員への連絡、会合がうまくいかない。コロナ禍になってから、連絡や会合などで工夫していることは。

【結果】

- 役員、会員に直接出むいて会話
- 役員同士の連絡名簿、ショートメールを使用しての臨時連絡
- 字での話し合い
- ライングループを利用している【携帯を持っていない人やラインアプリが出来ない人がおり課題である】
- 公園草むしり後の青空集会
- 配布物は、接触をさけるためポスト、玄関に置いてから電話で連絡
- とにかく回覧のやり取り、その他電話
- 自治会役員のライン会議実施
- 回覧版等で連絡
- 緊急事態宣言中以外は、ほぼ毎月役員会を開催。その際は、手指消毒と検温し、向かい合わせでは距離をとって実施し、会議録を作り回覧する
- 会合を役員に限定するなど人数を減らしている
- 広報紙の配布等については極力手渡しをするなどを心がけている
- 出席者の縮小、書面での連絡調整
- 回覧が主（対面しづらいため、回覧以外で連絡できない）
- 役員会議を数多く実施し、各班の住民の意見を話し合う。住民アンケート等を参考にする

2. ソーシャルディスタンスの長期に伴い、特に老々世帯や高齢者の1人世帯へのコミュニケーションが求められていると感じますが、自治会でそれに対応するようなことを何か行っていますか。

【結果】

- 「ありがた迷惑」の恐れがあり、実施していない
- 吉見町生活支援事業のいまいる、ラジオ体操への参加の声かけ
- なつかしのレコード鑑賞会を実施するも参加者少数
- 電話連絡（関係者等）特に一人世帯への訪問及びTEL連絡。近所の人から声かけ協力をお願い
- ここ二年間は実施していない
- 近所付き合いによる情報収集
- サロンで活動予定

3. 民家に隣接する太陽光施設の設置について、自治会で何か対応していることは。

【結果】

- 個別対応

4. 自治会で空き家の防犯対策や管理において何か行っていることはありますか。

【結果】

- 防犯パトロール（毎月1回）
- 前住人の親戚が管理
- 防犯カメラの設置
- 班ごとに防犯の意味で注意すること
- 空き家問題では不動産屋やオーナー様とお話しをする様にしている
- 見廻りの実施（外観のみ）

5. ゴミ問題に関心なく違反ゴミが出る。ゴミ集積所でのゴミ出しマナー違反。ごみの分別ルールが徹底されない。など、これらに対応している良い事例はありますか。

【結果】

- ゴミ集積所への事例貼付している
- 無分別ゴミ→出す時間が一定のため、監視する
- 「防犯カメラ作動中」などのステッカーを貼ったが全く効果なし。マナー違反の人は気にしてない。
- 衛生委員の人が収集車の去った後、集積所の清掃、整頓
- 防犯カメラの設置
- ゴミ出し注意の回覧作成
- その都度、回覧文書を作成しお願いしているが解決せず。ゴミ置き場に防犯カメラとセンサーを設置する。
- 集積所に違反ゴミを写真にして張り出している
- 生ごみは当日に出すことについて、会員には回覧版で、自治会に入っていない家庭には文章としてポストに入れ、ゴミ集積所にもお知らせを掲げました。
- 衛生委員が積極的にできる中で監視している
- 回覧でマナーを守るように出す。

6. 字の共同墓地について

①役員はどのように決めているか（4人選出任期2年）

【結果】

- 役員は世襲。今後は規約を作り総会を開催して役員を決めたい
- 字での話し合い
- 字婦人部より2名選出、任期1年
- 区長代理が管理
- 現役員の方が後任者を探しているのが実情
- 寺世話人として4名選出（順番制）
- 共同墓地関係他役員兼務（1年4人制）
- 相応な年齢の方を対象に選出
- 順番にて

②維持費、盆供料はいくらか。また集金はどのように。

（墓地清掃年4回に来る所有者は無料、1回も来ない場合は1500円、盆供料は全所有者1000円、毎年7月31日に薬師へ持参）

【結果】

- 墓地清掃年1回に来る所有者は無料。欠席の場合は2000円徴収
- 墓地の面積に応じて維持費は300～1000円。清掃（草刈り）は5000円／年で自治会に依頼している。その他、役員が自主的に除草剤の散布やゴミの片付けを行っている。
盆供は各自が菩提寺へ。盆供料の決まりはない。
【今後の課題は転出者が次の代になった時、どのようにして管理料を集めるか】
- 墓地清掃年1回に来る所有者は無料。欠席の場合は2000円徴収
- 数年に一度各戸に集金に
- 集金は役員の方が実施
- 墓地清掃は寺世話人にて実施し集金なし
- 盆供料1000円、管理料1500円（来られない人）
- 維持費年1000円 墓地清掃の際集金
- 今のところなし

③所有者が字外、または所有者死亡により管理する人がいない場合はどうしているか。

（字外の所有者には連絡し持参してもらう。管理人死亡の場合は親戚が持参してくれる方もいるが、それ以外は請求していない。）

※現在後継者が減っており、今後は無縁墓地が増えることがどこも考えられるため、他の字の共同墓地の今後の維持管理について教示願いたい。

【結果】

- 所有者が字外の管理費（清掃）に対し、文書による振り込み依頼の発送、年間3000円（お盆）
- とにかく親戚を通じて登録しておき振り込んでもらう
- 連絡をして持参してもらう
- 町外の所有者がお金を届ける

7. 自治会に用排水路の草刈りがありますが、全く農地を持たない人や土地持ち農家の参加はどうなっていますか。

【結果】

- 農地所有者のみ参加
- 農地の所有の有無にかかわらず全員参加としている。不参加者は3000円／回を負担している
【私としては受益者負担（用水路は農地の耕作者、集会所は自治会の構成員、神社は氏子）で除草作業を行ったらどうかと話していますが、全員の賛同は得られていません】
- 農地を持たない人は不参加。関係のある（用排水路）農家の人は参加する
- 原則全員参加であったが、2回目実施（8/7 予定）は人員減らす予定（作業量減少のため）
- 農地を持たない人は参加しなくてよくなっている
- 用排水路の草刈りは、昔町内一斉清掃の時にやっていたが、ご指摘のとおり、家を買って越してきた人で農地を持っていない人ばかりで「なぜ俺たちがやるの」となり、町に相談※。用排水路に草が生い茂っていても「吉見は自然が残っていていいね」の感覚
- ※町では、通学路や幹線道路、主要な排水路を中心に草刈りを実施しており、地先の道路や用排水路の草刈りについては、原則、地域で対応をお願いしております。災害時などの地域コミュニティを深めていただくなど、様々な事に繋がる道路環境づくりに御協力をお願いいたします。
- 圃場整備の終わった後は農業用水路でなく、生活排水路なので、大字全員参加でお願いしている（無理なくできる範囲で）
- 地区のことですので全員参加（割・分担）
- 以前は農地を持たない人も含めて全員で草刈りをしていましたが、今は用水組合（自治会とは別組織）で除草剤散布
- 年2回（5月と7月）水路の草刈り作業を行っており、その内、非農家はどちらか1回参加すれば良いこととしている
- 全員参加。年2回を年1回に縮小予定（難）
- 全会員出席、高齢の方は除く
- 例年どおりのやり方を変えて実施したが多くが参加してくれた（参加できる人が行い参加した人に謝礼金を支払った）
- 以前は全戸で草刈りをしていましたが今はシルバー人材センターに頼んでいます（字費で）